

6、おわりに

- (1) 大部分の児童生徒は、たばこに関して正しい知識を持っていることがわかった。しかしながら少数の児童生徒は、たばこに対して「大人っぽい」「かっこいい」等のイメージを持っているため、更に正しい知識の普及を進めていく必要がある。
- (2) たばこを一口でも吸ったことのある児童生徒の割合は、高校生で非常に多くなっており、これらの理由としては、高校生になると通学距離が長くなったり交友関係が広がったりと環境の変化が大きく、これに伴ってたばこに接する機会も拡大することが考えられる。
- (3) たばこを吸ったきっかけとしては、「なんとなく」「友人に勧められた」「格好よさそう」「家族に勧められた」等、周囲の人々からの誘いや好奇心から喫煙することが多い。これらのことから、低年齢の段階からたばこの害について正しい知識を持ち、喫煙を誘われた時に上手に断ったり、対処するためのスキルを習得する事が重要である。
- (4) たばこを手に入れる方法としては、「家にあるたばこをもらった」「外の自動販売機で買った」「友人からもらった」が多くなっている。平成16年6月に厚生労働省等からたばこ販売業者に対し「未成年者が自動販売機からたばこを購入しないよう確実な措置をとること」を要請しているが、依然として未成年者が屋外の自動販売機から容易にたばこを買える状況であり、今後は、関連機関と連携しながらこれを改善していく必要がある。
- (5) 小中高生をもつ家庭の約7割に喫煙者がおり、家庭内で喫煙する際に「喫煙場所を決めている家庭」も多く見られるが、「自由に吸える家庭」も多いことがわかった。これらのことから、家庭では「喫煙場所を決めて、子どもの前ではたばこを吸わない」「子どもの目にふれるところには、たばこを置いておかない」といった子どもからたばこを遠ざける配慮が大切である。また、子どもがたばこを吸っていると気がついたら、「子どもとよく話し合ったり先生に相談する」ことも必要である。
- (6) その他の対策として、「公共施設等での禁煙を徹底する」「たばこの注意表示をもっと具体的にする」「たばこのポイ捨て禁止等喫煙マナーの向上について啓発する」「たばこの広告を減らす」「たばこについての教育を公民館等で実施する」等があり、これらについては各関連機関と連携しながら対策を検討していくことが必要である。

平成15年5月に施行された健康増進法に受動喫煙防止が規定されたことから、近年、たばこ産業等多くの関係機関において、喫煙防止に向けて様々な取り組みがなされている。その中で、児童生徒の喫煙防止対策を推進するためには、家庭・学校・地域が連携して総合的に取り組んでいく必要がある。

今回、児童生徒とその保護者へのアンケート調査を通じて、家庭・学校・地域が喫煙防止対策として取り組むべき多くの課題が明らかになった。今後は、これらの課題に向けて多くの関係機関と十分な連携を図りながら、奥越地域における喫煙防止対策を推進していく必要がある。